

財産の取得につき議決を求めることについて
 (議第129号～議第132号)

次のように財産を取得することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年滋賀県条例第11号)第3条の規定に基づき、議決を求める。

1. 事業概要

工業や農業等の職業系専門高校における、ウィズコロナ・ポストコロナ社会、技術革新の進展やデジタルトランスフォーメーションを見据えた最先端のデジタル化に対応した産業教育設備の整備を行い、地域の産業界を牽引する職業人材を育成する。

2. 取得する財産にかかる契約内容

議案番号	学校名	取得設備名	金額	契約の相手方
議第129号	瀬田工業	5軸マシニングセンタ 2台	90,530,000円	関東物産(株)
	八幡工業		81,620,000円	
小 計			172,150,000円	
議第130号	瀬田工業	金属造形3Dプリンタ 1台	79,695,000円	関東物産(株)
議第131号	瀬田工業	自動計測付き旋盤 10台	74,294,000円	関東物産(株)
議第132号	瀬田工業	数値制御実習装置 1台	81,730,000円	関東物産(株)
合 計			407,869,000円	